

第2回 館林市国民保護協議会

1 会議記録

会議名	第2回 館林市国民保護協議会
開催日時	平成19年3月9日（金）午後2時～2時30分
開催場所	館林市役所 研修室
出席者等	会長職務代理 館林市助役 田村英敏 委員 29名中27名出席 随行者 1名
会議議題	別紙次第のとおり

2 会議概要

発言者等	発言内容等
行政課長	【1 開会】 定刻になりましたので、ただいまから「第2回館林市国民保護協議会」を開催いたします。
行政課長	【2 あいさつ】 皆様ご承知のとおり、2月28日付けで当協議会の会長でもありました中島市長が辞任いたしました。つきましては、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する、という館林市国民保護協議会条例第3条の規定に基づきまして、館林市長職務代理者であります館林市助役田村英敏が会長職務代理として指名されておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、ここで、田村会長職務代理が、ごあいさつを申し上げます。
田村会長代理	（別紙「あいさつ文」のとおり）
行政課長	【3 議題】 ありがとうございました。 議題に入ります前に、すでに配付してありますが、もう一度資料の確認をお願いしたいと思います。

事 務 局	お手元の資料のご確認をお願いする前に、申し訳ありませんが、訂正がありますので、お願いします。 計画素案の7ページ 東京電力様様の電話番号が、0276-90-2223とありますが、0276-90-2210に訂正をお願いします。また、その他の連絡方法の欄に、(休日・夜間)としまして、0276-90-2200を追加していただきたいと思います。また、21ページにつきましても、東京電力様様の電話番号を同様に訂正をお願いします。 それでは、資料の確認をお願いします。 まず、「館林市国民保護協議会次第」、資料1としまして「館林市国民保護計画」素案の修正事項です。先に配付させていただきました修正事項のほか、お手元にございます県からの2回目の修正事項でございます。委員の皆様配付させていただいております計画素案につきましては、すべて修正されたものでございます。 次に、資料2といたしまして「館林市国民保護計画(案)」の答申(案)を配付させていただいております。 資料等で不足がございましたら、事務局へお申し出いただければと思います。
行 政 課 長	それでは、館林市国民保護協議会条例第4条の規定に基づき、この後の進行につきましては、田村会長職務代理にお願いいたします。よろしくお願いします。
田村会長代理	それでは、限られた時間ではありますが、皆様のご協力をいただき、議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。 議事に入ります前に、当協議会の審議に当たりましては、委員が出席できないときは、委員と同一機関に属する者で委員が指名する者を代理に出席させることができる取り扱いとさせていただきたいと思いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。 【3-(1) 館林市国民保護計画素案の修正について】

田村会長代理	それでは、本日の議事に入らせていただきます。 はじめに、「館林市国民保護計画素案の修正について」を議題といたします。これにつきまして、事務局より説明願います。
事務局	それでは、「国民保護計画策定素案の修正について」、ご説明申し上げます。 今回は、昨年１２月６日にご審議をいただきました「館林市国民保護計画素案」について、県と協議を行ったところ修正箇所が何点かございましたので、主なものについて説明させていただきます。 すでに配付させていただいております「館林市に修正を求める事項」をご覧ください。 変更があった理由といたしましては、群馬県国民保護計画との文言の統一、表現方法の変更のほか、記載事項の追加等を再チェックしたことによるものでございます。 ほとんど文言あるいは表現方法の追加又は削除でございますが、最初に、整理番号１４につきましては、県の修正意見が「ありよくこうげき」となっておりましたので、武力攻撃に修正してございます。 次に、整理番号７８や８２のように、本市には指定行政機関がございませんが、今後の状況を考慮するとともに、県計画との整合等の事由から記載させていただきました。 次に、整理番号１１２や１１６のように、安否情報の収集や照会について、「武力攻撃事態等における安否情報省令（総務省）」に基づく情報収集や、照会についての回答に対して明記しておく必要があるとの判断により、県の指示に基づき追加いたしました。 次に、整理番号１２８ですが、危険物資等について市長が命ずることができる対象及び措置についても、県の指示に基づき新たに追加いたしました。 今回、県からの指示に基づき修正をした結果、表題の順番並びに表記に誤記が生じたことにより、自主的な修正もさせていただきます。 また、今日、お手元に配付させていただきました資料１「館林市に修正を求める事項（２回目）」として指摘のありました追加・修正事項につきましても、緊急事態発生直後の対応を新規

	に追加するなど、県の指示に基づき修正してございます。 以上が主な追加・修正事項であります。資料の確認の際にもご説明いたしましたが、これらにつきましては、既に資料として配付させていただきました「館林市国民保護計画（素案）」に追加及び修正をさせていただいておりますことを、補足させていただきます。説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
田村会長代理	ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問等がございましたら、どうぞお願いいたします。 【質疑・・・特になし】
田村会長代理	続きまして議題の（２）「館林市国民保護計画（案）」の答申（案）について審議いたします。 先ほど、計画素案についてご審議いただきました結果、質問もなく、ご承認いただきましたので、この計画素案の内容をもって資料２に基づき答申をするということで、よろしいでしょうか。 【異議なしの声あり】
田村会長代理	それでは、事務局から答申（案）を読み上げてください。
事務局	【答申（案）を読み上げる】
田村会長代理	ただいま、事務局が答申（案）を読み上げましたが、この内容で、館林市国民保護協議会としての答申といたしたと思いますが、いかがでしょうか。 【異議なしの声あり】
田村会長代理	ありがとうございます。 無事に答申をいただくことができました。皆様、ご多忙の折、本市の国民保護に関する計画の策定にお力添えいただきまして、まことにありがとうございました。

行政課長	以上をもちまして、議事が終了いたしました。 心からお礼申しあげ、進行を司会と交代させていただきます。 ありがとうございました。
事務局	それでは、4のその他ですが、事務局より報告がございます。 事務局より、報告させていただきます。 まず最初に、2月1日発行の広報紙のコピーをお手元に配付させていただきましたが、本計画を作成する段階で、広く市民の意見を伺うため、広報紙及び市ホームページで、本計画の概要並びに素案をお知らせいたしました。 ホームページのアクセス件数は、158件ありました。 その結果、1件の意見が寄せられ、内容としましては、「防衛庁の省への昇格に伴う名称変更」並びに「地域での団体に、PTAや育成会等の団体名称の表記も必要ではないか」との意見でありました。 1点目の「防衛庁の省への昇格に伴う名称変更」につきましては、ご意見のとおり修正いたしました。また、2点目の「地域での団体に、PTAや育成会等の団体名称の表記も必要ではないか」という意見につきましては、本計画が、国の基本方針や群馬県の国民保護計画と整合を図ることから、記述につきましても準じていくこととして、広報紙あるいはホームページで回答したいと考えております。 なお、国民の保護のための措置の中で、館林市が実施するものとして特に重要なものが、市民に対する避難や救援の措置であります。これらの措置を迅速かつ的確に実施するためには、平時からの備えや訓練が重要となります。 国民保護法第4条に基づき、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたとき、国民（市民）は、必要な協力をするよう努めることとなっております。ただし、この場合は、自発的な意思にゆだねられるものであって、強制されるものではありません。 従いまして、PTAや育成会等の団体につきましても、本計画では、「区長会等」との一括表記により具体的には記述されておりませんが、協力を要請されたときには、国民（市民）の一人として、必要な協力を努めていただくものとして考えており

行政課長	ます。 今後とも、国民保護措置の重要性について広く市民の意識啓発を図り、団体等を含め協力体制を築いていくとともに、今後作成いたします「避難実施要領」につきましても、市と市民とが一体となって作成していくことで、この意見を反映していきたいと考えております。 次に、これからの「館林市国民保護計画」決定までのスケジュールですが、こちらの資料をご覧ください。 今日、当協議会におきまして答申されましたので、群馬県知事との協議に入ります。２週間ほどで協議が終了すると県より伺っておりますので、今月下旬には、「館林市国民保護計画」が決定するものと考えております。 知事協議終了後、市議会に報告し、その後、広報紙やホームページ等で市民への公表を予定しております。 また、決定した「館林市国民保護計画」は、次年度において「資料編」を含め製本しまして、委員の皆様への配付を予定しております。 今後の本協議会についてでございますが、今後、計画の変更を行う場合には、軽微な変更の場合を除き、本協議会を開催して諮問することとなります。その際には、委員の皆様には改めてご案内をさせていただきますので、ご協力いただけますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。 なお、ご参考ですが、協議会委員の任期につきましては、国民保護法第 40 条第 5 項に基づき 2 年となっており、補欠委員はその残任期間となっております。よろしくお願いいたします。 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりましたすべての議事が終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 これまで、委員の皆様にはご多忙のところご出席をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。 本日は、ありがとうございました。
-------------	--